

令和4年2月10日

第11回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和3年度第11回玉東町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日（木） 午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所 玉東町福祉センター 2階 研修室A

3. 出席委員（11名）

会長	1番	山野信也		
会長職務代理者	3番	坂口政文		
委員	2番	徳山道也	4番	安田令司
	6番	前田眞由美	7番	清田伸一
	10番	小山省三	5番	高田千代美
			9番	田尻稔男

推進委員

4. 欠席委員（2名） 8番 清田春行 11番 松本正利

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第4号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古閑康広
審議員 岩川康幸

7. 会議の概要

事務局長	ただ今から、令和3年度第11回玉東町農業委員会総会を開催いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。
山野会長	挨拶
事務局長	ありがとうございました。 玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は全員出席のため（9名で過半数を満たしておりますので）、総会が成立していますことを報告いたします。 また、同規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、山野会長にお願いします。
議長（山野）	それでは、これより議事に入ります。 日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 玉東町農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員を指名させていただきます。 議事録署名委員は、5番高田委員、6番前田委員を指名します。 また会議書記に農業委員会事務局職員の岩川審議員を指名します。 よろしくお願いします。 続きまして、日程第2、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について ＝1頁、議案第1号について議案書をもとに朗読＝ それでは、詳細について説明いたします。 申請人は、居住していた住宅が老朽化及び河川と隣接しており水害の危険性があるために建て替えの計画をされ、平成25年に農振除外の手続き後、家を建設されました。ところが農地転用の許可申請が必要なことを認識しなかったため、無断転用の状態となっております。そのため、今回、顛末書を付け農地転用の申請されるものです。 申請地は、4ページをご覧ください。農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため第1種農地と判断しますが、不許可の例外で、集落に接続して設置されるものであり、この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。可否について審議をお願いします。 本来ならば、地区農業委員さん及び最適化推進委員さんのご意見を伺うということですがお二人とも欠席をされており、それぞれの委員

議長（山野）	さんより特に問題はありませんという報告を受けております。
議長（山野）	皆様からの質疑はありませんか。
2 番（徳山）	ここにはもう家は建っているのですか。
事務局	建っています。
2 番（徳山）	水害の恐れと言われましたが、川はどこにありますか。
事務局	図面の左側に細長い線が河川です。上流には砂防ダムもあります。
3 番（坂口）	この無断転用はどうして分かったのですか。
事務局	農地の確認に来られて、転用していないことがわかりました。
議長（山野）	他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第 1 号について、承認される方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長（山野）	賛成多数。よって議案第 1 号については、承認されました。 つづきまして、日程第 3、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局長	2 ページの議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請につきましては、譲渡人が令和 4 年 2 月 6 日に死亡されたために申請取り下げをされましたので、今回は議案から外させていただきます。 以上です。
議長（山野）	議案第 2 号は取り下げられましたので、続きまして、日程第 4、議案第 3 号農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局長	6 ページです。(朗読) 7 ページです。議案第 3 号につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、玉東町長から令和 4 年 1 月 25 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

事務局長	8ページをご覧ください。(総括表の説明) 9ページをご覧ください。 今回の申請は、農用地利用集積計画のうち新規の利用権設定の賃貸借権が2件です。面積は、田が2筆で3, 438㎡です。 なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。 以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。 ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。 ② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。 ③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。 以上です。
議長（山野）	説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。
議長（山野）	他に無いようですので、議案第3号、農用地利用集積計画の決定については、(案)のとおり決定いたします。
議長（山野）	その他ですが、事務局から何かありますか。
事務局	令和3年度熊本県農地利用最適化推進大会については、コロナウイルス感染拡大防止のために中止になりました。
議長（山野）	皆様から何かありませんか。
議長（山野）	それでは以上をもちまして、第11回玉東町農業委員会総会を閉会いたします。 閉会 午後2時00分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年2月10日

玉東町農業委員会会長

⑥

5 番委員

⑥

6 番委員

⑥